び他の共同支配会社等」と、同条第九項中「第百五十五条の四十第一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」と読み替えるものとする。

（財務省令への委任）

第百五十五条の八十一　第百五十五条の六十一から前条までに定めるもののほか、第百五十五条の三十五第一項第二号（調整後対象租税額の計算）に規定する税効果会計の適用により資産とみなされて計上される金額がある場合における法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)（国内最低課税額）に規定する国内グループ調整後対象租税額の計算の特例その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二款　申告

第百五十六条　法第八十二条の二十三第二項（電子情報処理組織による申告）に規定する政令で定める法令は、地方法人税法その他の法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第百八十四条第一項第十三号イ中「いう。」の下に「次号ロ及び」を加え、同号ロ中「（第十九号において「国内事業終了年度」という。）」を削り、同項第十九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第五十三条（賃貸借取引に係る費用）　次に定めるところによる。

イ　法第五十三条第一項に規定する賃貸借取引は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該賃貸借取引に限るものとする。

ロ　法第五十三条第一項の規定により損金の額に算入されることとなる金額には、同項に規定する債務の確定した部分の金額のほか、同項に規定する支払うこととされている金額のうち恒久的施設と本店等との間の内部取引に係るものであつて債務の確定しないものを含むものとする。

第百八十四条第四項中「第一項第十八号」を「第一項第十九号」に改め、同条第五項の表第百二十五条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）の項を削る。

第百九十六条中「第九条の七第六項」を「第九条の七第四項」に、「第四十八条の十三第七項（一を「第四十八条の十三第五項（一に、「同令第四十八条の十三第七項の」を「同項の」に改める。

第二百二条第一項第二号中「、第百二十八条第一項（適格合併等が行われた場合における延払基準の適用）及び「の範囲」を削り、「賃借料」を「費用」に改める。

第二百十二条の見出しを「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）」に改め、同条第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に、「次項」を「次項、第四項及び第五項」に、「含む。）」を「含む。第四項において同じ。）」に改め、「再計算国別国際最低課税額）」の下に「において準用する第百五十五条の四十一第一項」を、「無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）」の下に「において準用する第百五十五条の四十四第四項」を加え、同条第三項第一号中「次号」を「次号及び第六項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「に属する構成会社等（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。次項において同じ。）である内国法人が法第百五十条の三第一項」を「のグループ国際最低課税額等報告対象法人（同条第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等及びグループ国内最低課税額報告事項等をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）」に、「これ」を「これら」に、「の特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「のグループ国際最低課税額等報告事項等及びグループ国内最低課税額報告事項等」に、「をいい、法第百五十条の三第三項」を「（同項第二号において「当局間合意」という。）であつて、同条第三項」に、「に限る」を「をいう」に改め、同条第四項中「特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が法第百五十条の三第六項」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人（法第百五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。以下この項において同じ。）が同条第九項」に、「当該」を「当該グループ国際最低課税額等報告対象法人又はグループ国内最低課税額報告対象法人の」に、「前項」を「第三項及び前項」に、「同項各号」を「第三項各号及び前項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　法第百五十条の三第四項第二号に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項、第百五十五条の二十第一項、第百五十五条の二十三第一項、第百五十五条の二十四第一項、第百五十五条の二十四の二第一項、第百五十五条の二十六第一項、第百五十五条の二十七第一項、第百五十五条の二十八第一項、第百五十五条の二十九第一項、第百五十五条の三十一第一項、第百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）（法第百四十五条の六第二項（国内最低課税額）の規定により準じて計算する場合を含む。）、第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）、第百五十五条の七十第二項（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額）において準用する第百五十五条の六十一第二項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）、第百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十五第一項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）又は第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する第百五十五条の五十五第三項（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）若しくは第百五十五条の七十九第二項において準用する第百五十五条の五十五第五項及び第六項（法第百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）の規定その他財務省令で定める規定とする。

5　法第百五十条の三第四項第三号に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項、第百五十五条の二十第一項、第百五十五条の二十三第一項、第百五十五条の二十四第一項、第百五十五条の二十四の二第一項、第百五十五条の二十六第一項、第百五十五条の二十七第一項又は第百五十五条の三十一第一項の規定その他財務省令で定める規定とする。

6　法第百五十条の三第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。

一　法第百五十条の三第六項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等の当該各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合

二　財務大臣と特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の権限ある当局との間の適格当局間合意（当局間合意であつて、法第百五十条の三第六項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月を経過する日において現に効力を有するものをいう。）がある場合

第二百十二条を第二百十四条とし、第二百十一条を第二百十三条とする。

第二百十条第一項及び第二項中「第二百十条第三項」を「第二百十二条第三項」に改め、第三編第四章中同条を第二百十二条とし、第二百九条を第二百十一条とし、第二百八条を第二百十条とし、同章を同編第五章とする。

第二百七条の見出しを削り、同条中「第百四十五条の三」を「第百四十五条の十一」に改め、第三編第三章中同条を第二百九条とし、同章を同編第四章とする。